

協働環境委員会会議録

令和5年11月17日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:50

【 案 件 】

1. 請願第3号 子育て支援の充実(子ども医療費無償化)を求める請願
2. 自然環境保全対策について

【 報告事項 】

1. 飯塚医療圏の小児救急医療について
2. 交流センター指定管理者制度導入等について
3. 西鉄バス「筑豊(特急)福岡線」の一部区間廃止について

○委員長

ただいまから協働環境委員会を開会いたします。

市長から、主要施策・懸案事項等に関する各部ヒアリング実施のため、本日の委員会を欠席する旨の申出がっておりますので、ご了承願います。

「請願第3号 子育て支援の充実(子ども医療費無償化)を求める請願」を議題といたします。

本件を審査するに当たり、紹介議員として、藤堂 彰議員に出席を求め、説明を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。紹介議員は紹介議員席にお着きください。

それでは、本請願について、紹介議員の説明を求めます。

○藤堂議員

「請願第3号 子育て支援の充実(子ども医療費無償化)を求める請願」について、紹介議員として補足説明させていただきます。

先日の福祉文教委員会でご審査し、全会一致となった「請願第2号」、保育料の無償化を出された方と同じ方からの請願となります。現在、小学校1年生と2歳のお子さんを育てられている請願者の思いとしては、近隣他市でできている保育料の18歳までの無償化が、飯塚市でなぜできていないのか、やらないのかといった思いがございました。それは翻って、飯塚市がもっと子育てしやすいまちになってほしいという期待の現れであるとも感じました。この話題については、多くの同僚議員の方からも、委員会でも一般質問でも議題にさせていただいているものでございます。私も第4回定例会の一般質問で、少しですが触れさせていただきました。安心安全に子育てをしていくために必要な施策であると考えております。

予算は1億3千万円。請願の中に、明石市のお話も出てきておりますが、本委員会での協議内容は、子ども医療費について取り計らっていただければと思います。

泉前明石市長は、子どもを応援すれば、町は元気になると、おっしゃられておりました。飯塚市も、子どもを応援していくためにも、委員会でのご審査、そして可決のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

○鯉川委員

今言われた18歳未満までの医療費を無償にしたとして、アバウトでいいんですけども、も

し分かれば、財源がどのくらいかかるのかを試算されていますでしょうか。

○藤堂議員

1億3千万円だと認識しております。

○鯉川委員

昨日の新聞だったか今日の新聞だったかで、福岡都市圏の中で春日市が無償化をやりましたと、春日市の横並びの都市、大野城市とかいろいろな都市で、ほかの所は無償化をやっていないで、春日市だけが突出して無償化をやられたみたいなんですけども、その新聞の記事には、私は非常に18歳未満の無償化ってやってほしいと思っている立場ですけども、抜け駆けしてというような新聞の見出しということで書いてあったんですよ。そこら辺ってというのは、飯塚市の近隣自治体、例えば嘉飯桂地区、筑豊の中で、今、嘉飯山、筑豊の中で、無償化をやられているところはどこどこありますか。

○藤堂議員

すみません、私の認識では、現在やられているところが、嘉麻市が18歳まではやられていると。福岡市もやられていたと思います。そのほか、今後やるといった自治体をちょっと私は存じ上げないです。

○藤堂議員

すみません。もしかしたら福岡市はされていなかったの、ちょっと私の認識不足ですすみません、確認させてください。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤間委員

お話ありがとうございました。藤堂議員のマニフェストを拝見させていただいたときに、飯塚のイメージアップということを選挙の前からおっしゃっていて、今も考えていらっしゃるんじゃないかと思っています。その観点からの質問です。一般的に特定の自治体が、ほかの自治体に先駆けて新しい制度を導入したときには、先ほど新聞であった抜け駆けという表現もあれば、先端事例、リードして、という形で、何か新しいことしたときに、抜け駆けっていう観点もあれば、リーダーシップをとって何かしたと、2つの評価が分かれると思っています。今回、飯塚市が子ども医療費無償化っていうのをしたときに、飯塚市のイメージとしては、どちらのほうに振れるとお考えでしょうか。

○藤堂議員

藤堂議員。私個人の見解にはなるんですが、近隣自治体で嘉麻市がされているので、むしろ、今、飯塚で子育てされている方々としては不満があるので、やっとならそこに追いついたということで、イメージアップになるか分かりませんが、マイナスがゼロになるといった形で認識をしております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。

藤堂議員、ありがとうございました。退席されて結構です。

(紹介議員退席)

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○藤間委員

先ほど藤堂議員からもお話がありましたが、嘉麻市では子ども医療費を無償化しているということで、こちらの詳しい状況といいますか、いつぐらいからですか、どういった背景ですか、そういったところをもし御存じあれば、教えていただければ、うれしいです。

○医療保険課長

嘉麻市の状況ということですが、平成27年12月まで嘉飯山、飯塚市、桂川町、嘉麻市、この2市1町は同じ制度でしたけれど、平成28年1月より嘉麻市が範囲を小学生から中学生に拡大し、入院・入院外ともに無償にした時点から差異が発生しております。また本年1月からは、18歳年度末までの完全無償化となっております。現在、本市では入院が18歳年度末まで500円、1日当たり、これが月7日間まで。入院外が中学生まで1200円、これは1月となっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○鯉川委員

今、国のほうがうたっている異次元の子育て政策ってあると思うんですけども、その中で、医療費の無償化っていうのは、どのような動きで、異次元の子育て支援というのはどのような形になって、例えば、18歳未満までの医療費無償というのが国のほうで施策が講じられるのかどうなのか、そこら辺というのは先が全く見えていないんですか、今のところ。どのような形になっていますでしょうか。

○医療保険課長

国においていろいろ話があることは存じております。特に、子ども医療について、全国的にもうほとんど全市町村でされていることですので、国もそのことを考えつつ、まだ議論中だということです。あと具体的に上がっている分としては、こういうふうに単独事業として医療費の助成を行っているところについては、国保会計において、いわゆる地単カットと言われる、単独事業をしているから国がペナルティーを与えるといった分がありまして、地単カットをやめるという動きも国のほうで模索されておりまして、これがいつからかということは分かりませんが、こういう動きがあります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤間委員

先ほどの藤堂議員へのご質問にもございますが、改めて、県内のほかの自治体の状況がどういった形になっているかご説明いただければ、うれしいです。

○医療保険課長

福岡県内で嘉麻市と全く同じ、入院・入院外ともに無償の団体といたしましては、嘉麻市、それから芦屋町、水巻町、赤村の4団体でございます。令和6年度、来年度4月からは古賀市、令和6年度10月からは春日市が同じように拡大する予定となっております。

○藤間委員

予算について先ほど紹介議員から1億3千万円という数字が出てまいりましたが、こちらの補足、訂正、その他ご説明等ございますでしょうか。

○医療保険課長

今年6月の一般質問におきまして、子ども医療費に関する質問がありました。その中で、嘉麻市と同じ無償化を行うためには約1億3千万円が必要と答弁いたしております。

○藤間委員

私から最後に1点お伺いします。仮に実現していくとすれば、手続というのはどういったことが必要になりますでしょうか。

○医療保険課長

まずは条例改正のほうが必要になります。自己負担の額について、飯塚市子ども医療費の支給に関する条例第4条で定めております。改正を行った後に、医療機関への周知、それから実際に医療費を支払っております診療報酬支払い基金等の関係機関との調整、それから飯塚市の

システム改修、それから市民周知、これらの準備期間がかかるものと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

1億3千万円という数字ですけども、これは多分、無償化にすればもっと増えると思うんですね、病院に行く方が増えて。その辺の試算はされて、嘉麻市を参考にしてとか、そういう部分で分かれば、お答えください。

○医療保険課長

そこまでの試算ははっきり出てきておりません。嘉麻市さんの予算は分かりますので、そこをちょっと調べたことはあるんですけど、嘉麻市が令和5年1月から無償化にしておられるわけですけど、令和4年度の予算と比べまして、令和4年の子ども医療費の予算が1億197万2千円、1億円ちょっとですけど、それが1億766万8千円と、こちらのほうは1億100万円から1億700万円ということで、そんなに上がり幅はないと思うんですけど、人口の件もありますので、うちの予算ベースで大体3億6千万円程度ありますので、1億3千万円というふうに推測をしておるところでございます。

○佐藤委員

多分、いろいろな環境があると思うんです。病院がどれくらい身近にあるとか、高校生でも行きやすいかどうかという部分もありますので、大体同規模の人口、それと病院数等々を調べて、うちがどれくらいになるかというのをぜひ参考にしなくては、私たちも簡単に、無償化は大いに賛成ですけども、執行部に対してしなさいっていうことは、僕は言いづらいかなど思いますし、無償化にした場合、病院数が大丈夫なのか。本当に病院にかからなければいけない方たちが、かかれないような状況がないのか。その辺はお答えすることはできますか。

○医療保険課長

嘉飯地域で大体240ぐらいの医療機関があると思いますけれど、それを考えても、過不足がどうなのかというのはちょっと分かりませんが、あくまで子ども医療費ですので、小児科が中心になってくると思いますが、小児科もかなり混んでいるような状況も伺っておるところでありますので、そここのところの影響がどれくらいあるかというのはちょっと今のところは分かりかねます。

○佐藤委員

できたら先ほどの件と含めて検討していただくようお願いいたします。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

過去に本市において、この無償化の検討というのはなされたことがありますか。

○医療保険課長

平成2年10月から一部拡大をしております、それ以降は無償化の検討は行っておりません。

○小幡委員

今、15歳まで1200円でしょう、負担がね。これは非課税世帯とか、生活困窮世帯、もしくは保護世帯とかいうのは、どのような状況になっていますか。

○医療保険課長

生活保護については、医療扶助のほうで見ますので、自己負担はありません。生活困窮世帯という区切りでの区分けはありませんので、そこも同じく1200円になっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 16

再 開 10 : 34

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

ちょっとお尋ねしますが、初診料が飯塚市立病院は上がりましたよね。小学生、中学生は約1万人弱おられますが、この請願の中にも、歯科とか耳鼻科、皮膚科と、いろいろな子どもさんの病気によっては、いろいろな多岐にわたる医療機関に行かれると思うんですけども、初めての場合は、この子どもさんの初診料というのはどのようになるのでしょうか。

○医療保険課長

初診料であっても、この自己負担の限度額1200円が効きますので、そこまですになります。この1200円というのは1医療機関当たりということになっておりますので、何回も通院される方でも1200円までしか1か月にかからないという計算にはなりません。

○小幡委員

その基本的な計算式で、先ほど年間1億3千万円強増えるであろうという予測ですよ。

先ほど質問の中で、近隣でいけば嘉麻市が今18歳まで無償ですよ。嘉麻市は令和4年、5年の余り医療費の差異はなかった。増減でいけば余り差異がなかったと。検証と言いながらも、本市で仮に無償化して、もしくは無償化するとしての検証というのは、やはり1年間ぐらいでしないと、検証はできませんか。その点はどのように考えられていますか。予測だから難しいとは思いますが。

○医療保険課長

今無料じゃないのでかかられていない方が、無料になったのでかかりますというのは、先ほども答弁しましたが非常に予測は難しいと思います。実際、嘉麻市さん、それから今度から始められる古賀市さん、春日市さん、この辺りにどのような考え方で医療費を増額するという見込みの方法をちょっと確認するなりしないと、今、私のほうとしては持ち合わせておりませんので、そういったことが必要かなと考えております。

○小幡委員

納得する答弁ですよ。事例として持っているかどうか分からないんですけど、飯塚市の15歳以上の子どもが、医療費が無料だからといって嘉麻市の病院に行きますよね。その場合は、嘉麻市で受診すれば無償でいいんですか。それはどうなっているんですか。

○医療保険課長

住所地の問題になりますので、飯塚市民が嘉麻市の病院にかかっても飯塚市の適用になります。

○小幡委員

そういうことですよ。ですから、こちらから移動していくということはないよね。医療機関がものすごく嘉麻市の病院が増えちゃうということはないということですよ。分かりました。

結局、1億3千万円という想定なんですけれども、議員の立場からすれば、そんなもんかいと。それぐらいだと、執行権者が頑張って予算を組めば、可能な金額ではあると、私個人的には思うんですけども、最終的には執行権者の判断になるかと思うんですけど、委員として、市民の代表で出て来て、そんなの払う必要ないというのは非常に難しい。我々としては、基本的には子育て世代が定住してもらうためにも、子どもの医療費ぐらいは大人たちが見てあげようという感覚はあるんですよ。そこでちょっとお尋ねしますが、現在、今日は副市長が2名来られておりますけれども、金額のみで構わないけれど、1億3千万円を今後捻出していく、

恒久的な視点からね。可能と考えるのか、いや難しいなと考えるのか。現在、副市長の感覚を、どのように考えてあるか、お答えできるならば、よろしくお願ひいたします。

○久世副市長

さきの福祉文教委員会でも私答弁いたしました。先ほど鯉川委員のほうからもご質問いただきましたけれども、ちょっと話がそれるんですが、やはり少子化問題っていうのは、これはもう今、日本国内の最重要課題だと私は認識しておりますので、国のほうが異次元の少子化対策と言うのであれば、そういった保育料の無償化なり、こういった医療費の無償化というのは、当然前向きに取り組むべきかなというふうには考えております。そういった中で、ただいまいただいたご質問ですが、1億3千万円、これについて予算化が、なかなか明確な回答はしにくいのはございますけれども、当然うちもそれほど潤沢な財政状況ではありませんので、現在も、来年度予算に向けても、いろいろな政策等について、精査を行っておるところではございます。ただ必要であれば、当然そこに財政投入が必要だとは考えておりますけれども、これについては、こういった形で所管の委員会でも議論を進めながら、検討させていただきたいと考えております。

○小幡委員

今、福祉文教委員会でも副市長が答えられておりますけれども、子育て支援であります。令和2年以降、検討していないということですが、新市長も決まりましたし、検討はやっていくという答弁であったかと思いますが、よろしいですね。以上です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○佐藤委員

先ほど質問したときに、答弁が次の機会に出ると思っておりますので、それを聞きたいと思っておりますので、今回は継続で、お願ひいたします。

○委員長

ただいま佐藤委員から、継続審査としてほしい旨の申出がありました。お諮りいたします。本件は、慎重に審査すべきということで、継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

○藤間委員

やはり検討を続けていったとて、答えが出ない問題というのは残りますので、私としては採決をしていただきたいと考えております。

○委員長

ご異議がっておりますので、改めてお諮りいたします。本件について、継続審査することに、賛成の委員は挙手願ひます。

(挙 手)

賛成多数。よって、本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

○委員長

次に、「自然環境保全対策について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○環境整備課長

先般、協働環境委員会行政視察として、太陽光発電施設に関する条例を制定しております兵庫県三木市及び神戸市を訪問されております。視察では、制定された経緯など聞きたい内容を投げかけまして、両市から丁寧な回答をいただきましたので、その質問及び回答内容について、今回の委員会資料として提出しております。なお、三木市、神戸市それぞれの担当部署からは提出の了解をいただいております。

提出資料をお願ひいたします。資料1ページにつきましては、三木市の内容となっております。左側に飯塚市からの質問事項、右側に三木市からの回答となっております。次に、資料

2ページにつきましては、神戸市の内容となっております、同様に、左側が質問、右側が回答となっております。詳細につきましては、委員の皆様も訪問され、直接お聞きになっていると存じますので、省略をさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明を含め、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○藤間委員

資料のおまとめ、本当にありがとうございました。質問と回答についてはしっかり読ませていただきました。ただこの場で1点お伺いしたいのが、様々な質問を出されていらっしゃるかと思うんですけども、この質問の背景というか、意図というか、ここに込めた思いとかがあれば、教えていただければ、うれしいです。

○環境整備課長

今回、質問をさせていただいた意図といたしますか、観点といたしましては、1点目に、なぜ条例を両市が制定されているのか、その経緯について聞いております。2点目としましては、両市が条例を制定するに当たり、検討された内容、例えば、届出制、または許可制にされた理由、それから、禁止区域の設定をされておりますのでその考え方、こういうものについて聞いております。3点目としましては、条例を制定された後の運用状況をお伺いしております、例えば、どのような組織体制でこれに取り組みられているのか。また、住民の理解を得られない場合に行政としてどのような対応をしているのか。こういうことについて聞かせていただいております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

視察に行って、我々も三木市と神戸市の条例制定の内容等を聞いてきましたね。福田部長も同行されました。特に条例を制定して無駄はないと思うんですよね、条例がある以上は。ただ、条例の中に届出制と許可制というのが、2つあったかと思うんですけども、現在、福田部長の考え的に、本市においては、もし条例を設定すると仮定した場合、許可制、もしくは届出制、どちらがいいかなというような、今の感覚的なものがございましたら、答弁できればよろしく願いいたします。

○市民環境部長

今、小幡委員から、許可制、届出制、どちらかというご質問でございます。私も今回の三木市、そして神戸市の行政視察に同行いたしまして、先ほど担当課長からありました質問内容も含めて、いろいろお話をお聞きすることができてよかったなと思っております。届出、許可、どちらがいいのかということでございますが、両市からいろいろなご回答を丁寧にいただいて、まず一つ思ったのが、共通していること、これはもう全国的に言えることだと思うんですけど、やはり太陽光発電設備の設置に係る事業が、住民の方々からすれば悪だというふうに両市ともおっしゃっていました。そういうイメージがあると。なぜそういうふうなイメージを持たれているのかということに関しては、やはり山ですね、森林を伐採したり、自然破壊、あと、防災面の不安という懸念から、そのような見方であると。本来であるならば、国が今の低炭素・脱炭素社会を目指す中で、この太陽光事業というのは再生可能エネルギーの中の一つの手法であり、本来推進していくべきものであるということは両市もおっしゃっていました。今、私も同様の考えでございます。

そんな中で、許可であろうが、届出であろうが、やはり一番、先ほど言った住民の方の不安なり、懸念なりを払拭することが、第一前提ではないかというふうに考えております。である

ならば、両市ともにもありますし、今、本市にもございますが、やはり事業者がいかにか丁寧、この事業をやるに当たって、どういうふうな防災対策を講じるのか、そしてどういうふうな今後の維持管理をやっていくのかというような事業の詳細について、やはり住民の理解を得ながら、行っていく事業であるのではないかというふうに感じております。だから、許可であろうが、届出であろうが、まずはそこが大前提ではなかろうかというふう考えた次第でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、3件について、報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚医療圏の小児救急医療について」、報告を求めます。

○健幸保健課長

飯塚医療圏の小児救急医療について、ご説明させていただきます。提出しております資料は飯塚急患センター運営協議会の協議を得て作成した資料となります。令和4年4月27日に開催されました本協働環境委員会においてご報告させていただいております急患センターの運営の在り方において、今後、医師の働き方改革による勤務体制の見直しにより、飯塚病院では、本来的な役割である2次及び3次救急への集約が進められるということで、飯塚医療圏の小児救急医療について、1次救急の診療体制を守っていくために関係機関と課題解決に向けて協議を進めてまいりますと報告しておりました。今回は、さきの委員会での報告以降、関係機関等と進めている協議事項について、現在の進捗状況をご報告するものでございます。

資料の1枚目をお願いします。飯塚医療圏を取り巻く人口規模、小児科医療体制を上段に記載しております。中段左側には、現在の小児時間外診療体制を記載しておりますが、平日、土日祝日の日中以外の時間外診療は、急患センター及び飯塚病院のみで対応しています。下段には、小児時間外診療の飯塚病院及び急患センターの患者数を年度ごとに記載しております。中段右側が新体制となります。

今後の急患センターの在り方として、課題となったものが3点ございまして、1点目が開設場所についてです。救急医療のノウハウがある医療機関であること、駐車場、診察室、待合室のスペースが十分に確保できる施設であること、小児科に習熟した看護師・薬剤師の配置が可能な医療機関であることなどの方向性により、現在の急患センターで受け入れることは困難であり、さきの要件を備える医療機関に併設することが望ましいということでありました。

2点目は、開設時間についてです。勤務間インターバルの確保を考慮して、診察終了時刻を23時30分までとし、大学医局からの派遣医師など、遠方から通勤される医師などのことを考慮しまして、診療開始時刻を19時30分からが妥当であるという意見が示されておりました。

3点目は医療従事者の確保でございます。現在の急患センターでは対応できていない1歳未満児の診療が可能である専門医師の確保が重要であるということございまして。

これらの課題を解決する診療体制として、中段右側に記載しております飯塚市立病院の小児科において時間外診療を実施することとなりました。

2ページをお願いいたします。飯塚市立病院における小児科時間外の診療体制でございます。中段に飯塚市立病院の小児時間外診療の開設時間について記載しております。急患センター

の運営の在り方における開設時間では、診療開始を19時30分、診療終了を23時30分としておりましたが、患者の来院時間帯、医師をはじめとする執務者の帰宅時間を考慮しまして、診療終了を22時30分としております。課題であります医療従事者の確保については、飯塚市立病院の医師だけでは対応することが困難であることから、飯塚医師会、飯塚病院のご協力の下、地元医師に執務していただきますとともに、大学病院からの医師の派遣により対応することとしております。また、1時間当たりの患者数につきましては、平日は3人程度、土日祝日は6人程度を見込んでおり、診療対象年齢は0歳からとしております。診療内容につきましては、ウォークイン患者の1次救急診療となっております。

参考としまして、小児科にかかる2次・3次救急医療の医療体制を記載しております。なお、未開設の時間帯につきましては、相談電話であります#8千番の利用を呼びかけるとともに、緊急性が高いと判断したときは迷わず救急車を要請するよう、広報に努めてまいります。

今後とも令和6年4月の飯塚市立病院小児科時間外診療開始に向け、関係機関の皆様と協議・調整してまいります。以上、簡単ではございますが、飯塚医療圏の小児救急医療についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

今、データを出してもらっていますが、1ページ、小児時間外診療者の数が過去6年間、表していただいていますね、2016年から2021年。随分、飯塚病院にせよ、急患センターにせよ、人数が減っていつていますが、この何か原因というか、どのような状況でこんなに減っていったのか分かりますか。

○健幸保健課長

新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、受診控えというのがあっているのが主な要因と伺っております。

○小幡委員

それは新型コロナが要因ということは、収束しつつありますので、また増加傾向にあるというふうには想定されているんですか。

○健幸保健課長

表には2021年までしかございませんが、急患センターの例で申し上げますと、2022年度は若干増加しております。2022年度が、すみません、これは内科と一緒に数字になりますけれども、1日平均3.5人でした。現在、令和5年4月から8月ぐらいまで、1日平均約5人というふうが増えてきておりまして、増加傾向ではございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「交流センター指定管理者制度導入等について」、報告を求めます。

○指定管理・法人化推進担当主幹補

まちづくり推進課長が出張で不在のため、私のほうから「交流センター指定管理者制度導入等について」、報告いたします。本市の施策の柱である協働のまちづくりの推進の取組として、交流センターが地域活動の拠点施設となり、まちづくり協議会が組織強化を図って、自主・自立した協議会となるためには、まちづくり協議会が交流センターの管理運営を行うこと、必要に応じてまちづくり協議会が法人化することが有効であると考えております。

第2次飯塚市総合計画では、まちづくり協議会等による交流センターの指定管理者制度の導入目標を、令和8年度までに市内12の交流センターのうち3センターと設定しております。

この目標は、市が12地区一律一斉に指定管理者制度への移行を目指すものではなく、それぞれの地区の意向や人材の確保など状況を踏まえ、準備が整った地区から進めていくものとして設定したものでございます。

それでは、交流センターの指定管理者制度導入に向けた本年度のスケジュールについて、ご説明いたします。資料1ページを御覧ください。本年6月から7月にかけて、まちづくり協議会を対象に交流センターの指定管理とは何か及び法人化を検討する必要性について説明会を実施いたしました。8月下旬には、令和8年度までに指定管理者制度受託を検討されるまちづくり協議会の把握を行っております。

その結果につきましては、資料2ページ、指定管理法人化まちづくり協議会説明会開催実績及び回答集計表を御覧ください。4、詳細協議回答等にありますとおり、現時点で希望すると回答されたまちづくり協議会が3地区、希望しないと回答したまちづくり協議会が6地区となっております。斜線で示しております3地区につきましては、説明会の開催に至っておらず、日程調整を継続しております。

資料1ページ、スケジュールに戻りまして、希望すると回答いただきましたまちづくり協議会とは詳細協議や先進地視察などを実施いたしまして、12月上旬には最終的な回答をいただく予定としており、正式に希望意向を示されましたら、来年1月から3月にかけて、市の内部委員会である指定管理者制度推進委員会で導入方法、条件等について協議してまいります。なお、今回希望されなかったまちづくり協議会に対しても、引き続き情報提供などを行い、協議を継続してまいります。

また、本委員会にも、進捗状況については適宜報告してまいります。以上で、簡単ではございますが、「交流センター指定管理者制度導入等について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○藤間委員

すみません、もしほかの議員は自明な話だったら恐縮でございますけれども、法人化という話があったんですが、この法人というのは、NPOとか株式会社とかいろいろあるんですけど、どういったものをイメージされていますでしょうか。

○指定管理・法人化推進担当主幹補

現在、飯塚市がお勧めしておりますのは、一般社団法人がよいのではないかとお伝えしております。

○藤間委員

別の質問ではございますが、今回、指定管理者制度の契約の対象の相手方としては、まちづくり協議会にお願いしたい方針とお伺いしております。仮にですけれども、希望しない地域においては、まちづくり協議会が希望しなければ指定管理を導入できないのか、あるいは、まちづくり協議会以外の団体が希望した場合というのは検討の余地はあるのでしょうか。

○指定管理・法人化推進担当主幹補

現在、飯塚市では、交流センターをその地域の住民が自ら運営することで、地域に密着した地域拠点施設となること等を図りまして、現在、まちづくり協議会で指定管理者制度として進めていくこととしております。質問委員が言われましたように、もし、どうしても地区のほう、まずは成功事例として、モデル地区として、今希望していただいているところを成功事例とさせていただきます、ぜひ、ほかの地区には、それを追従するような形で進めていきたいと思っております。

○藤間委員

まちづくり協議会に委託するというのは、おっしゃる趣旨は分かります。ただ一方で、これは捉え方によっては、飯塚市は市民と協働したまちづくりとおっしゃる中で、まちづくり協議

会にその対象を限るというのは、この市民というの、飯塚の市民ではなくて、まちづくり協議会に参加する一部の市民というふうには、ちょっと捉え方によっては聞こえてしまうのではないかなと思いますが、今回の指定管理が特定の団体のみに門戸が開かれているということに対する不平等感、これは不平等感という認識があるのか、あるとすれば、どういう議論があったのか、この辺りを教えていただければありがたいです。

○指定管理・法人化推進担当主幹補

冒頭でもお話しさせていただきましたが、地区の意向などをきちんと把握いたしまして進める手法としております。飯塚市としては、12地区全てにおいて、まちづくり協議会の指定管理を進めるところで、現在進めさせていただいております。

○藤間委員

すみません、質問のほうなんですけれども、委託の対象がまちづくり協議会に限るところについてご質問したところ、まちづくり協議会に限って進めておりますというご回答だったので、どうでしょうか、質問をもう1回繰り返すほうがいいでしょうか、それともご回答されますでしょうか。

○市民協働部長

質問委員が言われますまちづくり協議会の指定管理者を特定の進めていくことに全市民的での観点からどうかというご質問であります。本市におきましては、平成20年3月25日に飯塚市公共施設等のあり方に関する基本方針を示しております。それで示されています地区公民館、従前は交流センターが地区公民館でございましたので、指定管理者として管理運営できる体制を整備する必要があると。ここで相手方までは示されていませんけれど、将来的には交流センターにつきましては、指定管理者として管理運営できる体制を整備するという形で明記をいたしております。その後、平成25年3月には12地区にまちづくり協議会が設立されて、その後、平成29年10月24日の協働環境委員会におきまして、交流センターについて、導入時期が未定でございますが、地域の方と相談・協議が必要という形で、現在、相談・協議を行っておりますが、相手につきましては、各地区まちづくり協議会という形の中で、協働環境委員会の中でお話をさせていただいております。その後、平成30年3月に策定されました飯塚市交流センターの運営に係る方針につきましても、将来的に指定管理者の導入を視野に入れるとして、過去の経過から本市におきましては、先ほど担当主幹補がご答弁させていただいておりますように、交流センターの将来的な管理運営、指定管理につきましては、やはり地域のことを十分熟知してあります、地域の課題解決とか地域の活動を先導して行っておりますまちづくり協議会が望ましいという観点から、本市におきましては、令和4年3月に第2次総合計画、この中間改定を受けまして、まちづくり協議会等による交流センターの運営という形で、指定管理の導入を考えているという形でお示しをさせていただいておりますので、現段階において、交流センターの指定管理につきましては、まずはまちづくり協会等の地域団体にご協議させていただきながら進めていきたいという形で考えているところでございます。

○藤間委員

一連のご説明の中で、大きく分けて2つおっしゃっていて、答弁の90%が、そう決めましたという話をおっしゃっていました。一方で、1割ぐらい理由もおっしゃっていて、地域のことを熟知していると。それはおっしゃるとおりでございます。私の質問としては、地域のことを熟知しているまちづくり協議会がこういった施設を運営するというの、理念としては分かります。私がもうちょっとご質問というのは、地域のことを熟知しているのはまちづくり協議会だけでしょうかという観点です。すなわち、公募があったときに、まちづくり協議会とかほかのところ応募があったときに、やっぱりいろんな団体があった上で、提案内容が同じであれば、地域のことを熟知しているまちづくり協議会のほうにお願いしますというの分かるん

ですが、初めからお願いする先はまちづくり協議会だけです、ほかの団体は応募できませんというスタートラインに立っているというのがちょっと不思議でございまして、最初の質問でございしますが、市民との協働というのは、飯塚市民なのか、まちづくり協議会という特定の方々なのかというご質問でございします。一応、最後にさせていただきます。いかがでしょう。

○市民協働部長

先ほど経過の部分でご答弁させていただきました。まちづくり協議会だけなのかということですが、本市におきまして、平成25年に新しいまちづくりに向けての冊子を策定いたしております。その中に、まちづくり協会におきましては、地域住民の全てに開かれた組織、地域を代表する中核的な組織、そしてまた、協働のまちづくりにおける行政と対等なパートナーという位置づけをいたしております。そういった観点で、まずはまちづくり協議会のほうで指定管理を担っていただくような形の部分で、先ほどからご説明させていただいておりますように、ご協議・ご説明をさせていただいているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

まちづくり協議会は12団体ありますよね。これを法人化しよう。一般財団法人がいいというような答弁がありましたけれど、なぜ法人化するかの目的、今のままじゃまずい、だから法人化する、その目的を明確にちょっと教えてください。

○指定管理・法人化推進担当主幹補

法人化をすることによって、責任の所在、対外的な信用を得ることができます。また、財産の取得や法人契約も可能となり、指定管理をすることで、多くの責任が個人の負担にならないなどの利点がございします。

○小幡委員

悪いけれど、よくわからない。その目的意識、要は今12団体のまちづくり協議会が本市において中核的な、市民とのコンセンサスを取る団体であるという認識は分かるんだけど、今の形状ではまずいので、法人化して、こうしたほうがいいんだと、どこかの事例を参考に、本市もそうしたいとか、こういう問題があるのでここを解決するためには法人化が最適であるとか、何か理由があるんでしょう。漠然的に法人化したいと言われてもよく分からないので、その辺もう一度、考えがあれば教えてください。

○指定管理・法人化推進担当主幹補

質問委員のおっしゃっているとおり、現在の先進地におきましては、任意団体におきましても交流センター施設の指定管理制度を受託されている団体はたくさんございします。ですが、やはり任意団体のままですと、責任の問題が会長個人のほうに降りかかるということもございまして、法人化することで組織化し、また、人材雇用の面に関しましても、法人化されているほうが良い人材が得られるなどの利点がございしますので、飯塚市としては、法人化についても進めたいと考えております。ただし、先ほども言いましたように、指定管理制度の必須項目ではございませんで、現時点としましては、当面は指定管理者制度への移行を重点化して進めているところでございします。

○小幡委員

進め方の意味合いは分かるんだよね。極端にバーンと決めるわけにはいかないんで、意見を聞きながら、状況を見ながらというのは、年数をかけてやっていくんだろうけれども、法人化する意味が本当にあるのかなという、今、責任的な問題とか財産の取得に有利とか、財団法人になれば確かにそうなんだろうけれども、その必要性が本当にあるのかという観点から、指定管理者制度を設けて、まち協自体が交流センターの指定管理者になるということでしょう。まちづくり協議会自体は今、任意団体的な地域の自治会長さんとか自治会のメンバーとか、ボ

ランティア的な感覚で寄り集まった人たちの構成になっているんですよ。そこに責任を取れど。法人化にするということは、専属の社員、もしくは専属というのかな代表者、そういうのを決めなくちゃいけないでしょう。それに対するお金、要は給料といいますか、人件費がかかりますよね。そういった原資はどこから、本市が全部負担するの。どういう考えで、その法人が1年間運営できるメンバーの数なり、社員の数なり、その運営費等が年間どれぐらいかかるのかというような想定をされているのか、もし、あれば教えてください。

○市民協働部長

まちづくり協議会の法人化についてのご質問でございます。先ほどから担当主幹補がご答弁させていただいております、まず、法人化の最大のメリットとしましては社会的信用、この部分が一番かなというふうに考えております。当然、責任の所在とかいうこともございますが、質問委員が言われますように法人化したほうが、より何かやりにくくなると、縛られるとか、あと給与面の財源の確保とか、そういう部分も課題としてあるかという形の認識はしてございますが、最終的には、まちづくり協議会が組織として法人化して、社会的信用を得ながら、やはり契約行為とかいろいろこれから取り組まれていくまちづくり協議会の業務・事業をよりやりやすくなるような形の部分が、やはり法人化することが必要かなという形の認識は持っております。

現在、任意団体的な位置づけでございますので、決して今のままで絶対駄目だということはないんですけど、本市としましては、まちづくり協議会の指定管理者制度導入と合わせまして、法人化についてご検討いただいているところでございます。先ほどの担当主幹補が答弁しました一般社団法人という法人の形態もありますが、NPO法人とかいう形態もございます。我々としましては先ほどから答弁しましたように一般社団法人が、緩やかな法人化ができるという認識の中で、一番ふさわしいのではないかという認識でおりますが、ここにつきましても、現在、そういう形で各まちづくり協議会のご意見とかもお聞きしている状況でございますので、まずは指定管理者制度の導入、合わせまして法人化についても追隨してご説明しながら、地域の方のご意見をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○小幡委員

先ほどのちょっと答弁漏れになるんだけど、話が変わるけれど、資料2で指定管理者制度にしてもいいよという意見が出ているのが、二瀬、幸袋の2団体はそういった意向が示されていますよね。説明会が二瀬においては6月6日、幸袋は7月3日、人数はともかく、34人とか、11人とかの人たちがこの話を聞いて、そうだな法人化にしようという判断をなさったんだろうけれど、先ほど藤間委員も言われたとおり、その数十名の方の判断で法人化にするという決定権がそこにあるのかというのが一点、それを地域の人たちに周知されているのかというのがもう一点、なおかつ、周知するに当たって、この法人化、NPO法人もあるというような言い方をされましたけれど、原資がしっかりと、法人化する以上はね、1つの会社をつくるんだよね、財源をどこからどのように持って来て、今言ったような人件費をどのように償却していくのかも含めて、だから簡単に、二瀬なら二瀬でもどこでもいいんだけど、年間これぐらいの法人関化に関わる経費がかかります。財源がこれです。そういったちょっと多少踏み込んだ考えが今持っているなら教えてくれないかということ質問しているんです。

○市民協働部長

申し訳ございません。どれぐらいかかるかという答弁が漏れておりました。まず、先ほど質問委員が言いました二瀬、それから幸袋、指定管理は2地区でございますが、ここは指定管理者制度の導入について検討していきますという形の回答でございます。法人化を合わせて並行していくというところまでまだ行き着いておりません。今後、そこについては追隨して、また引き続きお話をさせていただきたいと考えています。

法人化に関しましての経費の関係でございますが、手続等そういう関係の部分の試算は大体

年間に十四、五万円程度、約十何万円ぐらいという形でちょっと積算しておりますが、質問委員が言われます法人化したときの役員といいますか、人件費的な部分につきましては、指定管理者制度導入における管理運営に関するスタッフ等の積算はしておりますが、法人化の役員が何名分の例えば報酬とか、そういう具体的な試算までは、ちょっと申し訳ございません、現在まだ行き着いておりませんので、これにつきましても引き続き調査研究しながら、地域の方とお話を進めていきたいと考えております。

○小幡委員

ちょっと整理したいんだけど、まちづくり協議会がありますよね。そのまちづくり協議会に交流センターの管理運営を任せるために指定管理者になってもらいたいという話でしょう。その指定管理者がまちづくり協議会でしょう。これを法人化しようという話は今からという話なんだけど、交流センターの管理費というのを一応想定しているわけでしょう。仮に、ここでいけば二瀬交流センターが維持管理費も含めて年間、仮に想定で、3千万円かかるとか2千万円かかると、ランニングコスト、イニシャルコストも含めて、それプラス、管理者に対する人件費等も含めて、1つのまち協に年間予算として管理費を払って、運営してもらうわけでしょう。ここでは言わなくてもいいんだけど、12団体を法人化で指定管理者にしたときにどれぐらいの規模で予算を考えておるんですか。1千万円かかれば、12団体だから1億2千万円が要るじゃない。指定管理者にすると言っているんだけど、どんどんどんどん指定管理者は増えていくんだけど、金額的なもの想定はもうなされているんですか。

○指定管理・法人化推進担当主幹補

現時点において、質問委員が言われる金額については、調査研究中のため、お答えできませんが、指定管理を導入する交流センターの維持管理費や、そこに勤務する職員人件費、並びに現在交流センターで実施している社会教育事業やまちづくり支援事業に関わる事業費も必要と思いますので、目安としては、現在の経費、事業費等々になると考えております。

○小幡委員

経費的なものは同等よね、同じ内容だから。ただ、今言った法人化というのは、責任を持たせる以上は対価が生じますよね、人件費的な対価。それを考えていかないと、運営費というは出ないじゃない。指定管理料だけで全部賄うわけにいかないので、その指定管理料の中には人件費も入ってくるからね。そういうところまでをちゃんと、私が言いたいのは、ここで言わなくてもいいんだけど、この法人化に当たって、まち協の役員の人たちにしっかりと説明ができていいのかということなんですよ。

侮辱した言い方になるけれど、まち協一つ捉えたら、もうOBの方は年配者の方が大半ですよ。特に各地区の自治会長さんの集まったところが構成するまち協が多いんだね。そういう方々にそういった細かい説明をきっちりしているのかという問題が一つ。

先ほど藤間委員も指摘されていましたが、まちづくり協議会が主体的な考えで今置いてありますけれども、まち協の組織自体は、自治会連合会、自治会長さんたちの集まりでまち協が構成されているというのが非常に多いんでね。だから、まちづくり協議会と自治会連合会とのコンセンサスがちゃんと取れているのか。そういうところもちゃんとしっかりと担当としては把握しながら説明していかないと、もう既に我々のところにクレームも来ているんですよ、現実ね。だから、進めますよ、報告事項ですよではなくて、やはり、まち協が法人化するに当たっても、組織の見直しから、予算規模、どういった仕事内容をしてもらいたいというのも明確に説明していかないと、この説明会で、人数で指摘はしないけれど、たった十数人来たところで、決定権はないと思うので、地域住民、隣組長さん、自治会長さんたちへの周知もしっかりして進めていかないと、ちょっと問題が起こるんじゃないかというところを指摘しておきますが、今日はこの程度で止めとくけれど、そこら辺をちゃんと抑えながらやっていったほうがいいということを申し添えておきましょう。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤間委員

ちょっと教えていただきたいんですけども、法人化という議論をしていますが、仮にその法人化をしなかった場合には、このお金の支払い先というか、契約の相手方というのは、これは個人になるのか、任意団体なるのか。法人化しなかった場合というのは、委託先と金額の支払い先というのは、どちらになりますでしょうか。

○指定管理・法人化推進担当主幹補

契約先といたしましては、法人化しない場合は、任意団体の位置づけになると思いますので、まちづくり協議会会長個人名での契約となると考えております。

○藤間委員

すなわち、個人の方に対してお金をお支払いして、そこで収益が上がった場合には、個人の方が個人事業として納税するって形になりますでしょうか。

○指定管理・法人化推進担当主幹補

契約上は個人名も入りますが、あくまでも任意団体としてになりますので、税の処理ですとか、そういったものは任意団体としての手続が必要になると考えております。

○藤間委員

そうしますと、例えば、事故があったりとか、契約不履行があった場合には、先ほど有限責任、無限責任の議論ともかぶると思うんですけども、例えば、飯塚市との関係で委託しました、何か向こう側が指定のことは行いませんでしたみたいな、何か責任問題、訴訟関係が起こるとしたら、責任の相手先というのは誰になるのでしょうか。

○指定管理・法人化推進担当主幹補

やはりその場合は、まちづくり協議会の会長の責任になると思われます。先進地の事例におきましては、そういった責任、会長の負担を軽減するために、損害賠償責任保険の加入を必ず必須としておりまして、指定管理料の算定の中にも含まれていると聞いております。

○藤間委員

先ほど多く議論が上がっている中で、一般社団法人は社会的な信用がありますって話を2回お伺いしましたが、この社会的な信用があるというのは、個人と比較してというふうにおっしゃっていましたでしょうか。お伺いしてもいいでしょうか。

○指定管理・法人化推進担当主幹補

個人といいますより、任意団体と比較して、やはり法人格を取得した協議会のほうが社会的信用があるという説明です。

○藤間委員

まず、有限責任か無限責任かっていうのが、責任を考えると一番重要かと思っていて、先ほどのお話ですと、現行、まちづくり協議会が法人化しない状態において、契約をお願いする、仕事をお願いするといった場合には、契約の相手方、これは任意団体なのか、個人なのか、私はいまいまだご説明を理解できていないんですけども、この責任というのは、有限責任になりますか、無限責任になりますか。現状の法人化しないままお話を進めていったときに、無限責任というのが発生しますでしょうか。発生するとしたら、誰に発生しますでしょうか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:30

再 開 11:45

委員会を再開します

○藤間委員

先ほどは失礼いたしました。おっしゃるとおり法人化して有限責任とすることで、事業主が事業を行わせやすいついていうのは私も賛成するところではございます。一方で、法人化せずにやっていくという可能性もある中で、その場合には、誰がどういった責任を負って、そこを市として、どう契約の中で責任を取りませんよって言われるのか、保険を勧めるのか、そういったところの整理も引き続きお願いできればと思っております。ありがとうございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

「西鉄バス「筑豊（特急）福岡線」の一部区間廃止について」、報告を求めます。

○地域公共交通対策課長

それでは報告事項「西鉄バス筑豊特急福岡線の一部区間廃止について」、ご説明いたします。

まず、本件の対象路線の筑豊特急福岡線につきましては、田川市から本市を經由し、福岡市の天神地区まで運行しております西日本鉄道株式会社、いわゆる西鉄の路線でございます。この路線は、鳥尾峠を經由の系統と、国道201号バイパスの鳥尾トンネル経由の系統がございますけれども、今回の対象は、鳥尾峠を經由する筑豊遊園系統でございます。

次に、お手元の資料でございますけれども、資料1に、西鉄から本市に提出された本年3月24日付の申出書、資料2に廃止部分を緑色で示した路線図、資料3に筑豊遊園系統の概況、資料4にこの系統の運行ダイヤを記載しております。

本件の一部区間廃止の対象区間につきましては、いわゆる鳥尾峠の区間でございまして、廃止となりますバス停留所につきましては、本市の筑豊遊園及び糸田町の糸田口バス停留所となっております。本件の実施時期につきましては、現在、廃止時期を令和6年3月31日とした中で手続が行われております。なお、令和6年4月1日からは、現在運行している全ての便が201号バイパス鳥尾トンネル経由に変更する予定となっております。

次に、これまでの経緯等につきまして、ご説明いたします。西日本鉄道から本市に対しましては、まず資料1の文書が提出され、利用が極めて低い状況が続いていること、運行系統が多岐にわたり複雑になっていること等の理由で、本年12月中に当該区間の廃止をしたいと申出がございました。また、資料5に添付しておりますけれども、5月30日には改めて西鉄から本市、沿線の糸田町及び福岡県に対しまして、当該区間廃止の申出がっております。この申出を受けまして、各自治体から西鉄に対し路線存続の要望書が提出されております。資料7として、本市の要望書を添付させていただいております。このような経緯があり、また、本市、糸田町及び福岡県と共に西鉄と協議を重ねる中で、一旦5月31日に西鉄から国土交通省に当該一部区間を12月1日に廃止する旨の廃止届が提出されましたけれども、6月16日にこの廃止届を取り下げまして、その後、資料6として添付しておりますけれども、9月29日付で廃止実施予定日を令和6年4月1日、つまり3月31日までは運行するというような内容に変更いたしまして、廃止届が再提出されております。現在、本市、糸田町及び福岡県が西鉄と路線の存続について協議を行っているところでございます。なお、最終的な判断、廃止の決定につきましては、それぞれの自治体等の協議会等の手続がございますので、現時点では未定ではございますけれども、年明け以降になるのではないかと推察しております。

本市におきましては、今後も飯塚市地域公共交通会議での議論や関係法令等も踏まえながら、当該系統の存続に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。
これもちまして、協働環境委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。